

第13回まちづくり町民会議次第

日時：平成21年1月28日（水） 午後7時～

場所：高田庁舎 北第3会議室

1 開 会

2 座長あいさつ

3 協議事項

（仮称）会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例の検討

4 その他

次回のまちづくり町民会議（アドバイザーを交えた意見交換会）

日時：平成21年2月11日（祝）午後2時～

場所：役場高田庁舎 第3会議室

アドバイザー：福島大学行政政策学類 今井照教授

5 閉 会

まちづくり町民会議委員

番号	住所	氏名	備考
1	会津美里町字高田	アライ ヒロユキ 荒井 弘之	副座長
2	会津美里町下堀	カミムラ ヨシオ 神村 好男	
3	会津美里町立石田	タカハシ ヒロユキ 高橋 博之	
4	会津美里町永井野	トウモ コウイチ 東瀬 紘一	
5	会津美里町字川添	シオタ ミツアキ 塩田 光顕	
6	会津美里町高田	サトウ クニオ 佐藤 国男	
7	会津美里町西本	カタヤマ レイコ 片山 玲子	
8	会津美里町勝原	イシカワ エイコ 石川 栄子	座長
9	会津美里町八木沢	ハシツメ シンキ 橋爪 伸喜	
10	会津美里町字本郷道上	ワタナベ ヒデツグ 渡辺 秀造	
11	会津美里町東尾岐	ナガミネ ハルオ 長嶺 東夫	
12	会津美里町鶴野辺	サイノウ リキエイ 斎藤 力衛	
13	会津美里町荻窪	フクダ マサユキ 福田 正幸	
14	会津美里町荻窪	フクダ ユウコ 福田 祐子	
15	会津美里町永井野	シライ タケ 白井 武	
16	会津美里町字北浦	ノカ ノリコ 野中 憲子	
17	会津美里町富川	コジマ ヒロコ 小島 裕子	

事務局

1	総合政策課長	ユシタ ヒデキ 弓田 秀樹	
2	総合政策課課長補佐	サトウ サチ 佐藤 智	
3	総合政策係長	キザキ ミル 木崎 稔	
4	総合政策課	ワタナベ トモヒロ 渡部 朋宏	
5	総合政策課	エノモリ マサル 榎森 正典	
6	総合政策課	ヨコヤマ ミコ 横山 美代子	

第13回まちづくり町民会議

総合政策課

前回までの論点整理①

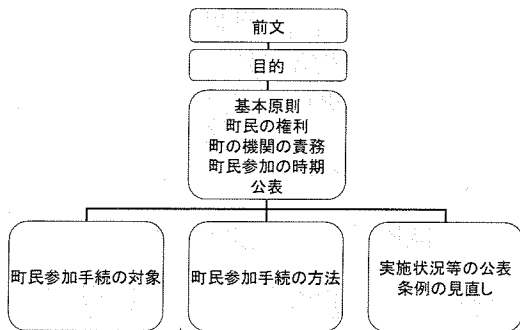
- 条例の範囲は？
 - 行政活動への町民参加を規定するもの
(町民参加制度の保障)
 - まちづくりの担い手としては、NPOやボランティア活動は欠くことのできないものであるが、町民主体のまちづくりへの第一歩として、まず「町民参加への行政活動」を規定するのが適当
 - 分かりやすい条例タイトルの検討が必要
 - NPO、ボランティア活動、協働等については、別途、制度化(条例化)が必要
- 前文の整理

前回までの論点整理②

- 目的「地方自治の本旨」の取扱い
- 予算・決算の公表
- 分かりやすい文言へ
 - パブリックコメント、ワークショップ
- 住民投票制度の取扱い
- 適正な運用方法について

(仮称)会津美里町みんなの声を
まちづくりにいかす条例素案

条例の構成



前文

- ◆ 私たちの町は、緑あふれる森林と田園風景が広がる自然豊かな美しい町です。
- ◆ 私たち町民は、みんながこれまで育んできた自然や伝統・文化を大切にしながら、次の世代へ継承していくとともに、末永く安心してこの町に住み続けていくことを望んでいます。
- ◆ そのために私たちは、自らの選択と責任に基づき、地域が持つ資源を活用し、身の丈にあった町民主体のまちづくりを進めて行かなければなりません。
- ◆ このような町民主体のまちづくりを進めるためには、行政のもつ情報の積極的な公開を進めるとともに、町民が行政活動に参加する仕組みづくりが必要です。
- ◆ 町民の声をいかしたよりよいまちづくりの実現に向けて、行政活動への町民参加の具体的な取り決めにまとめた「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」をここに作りまします。

目的

- ◆ この条例は、地方自治の本旨(※内容の説明が必要)に基づき、会津美里町(以下「町」といいます。)の行政活動における町民参加の基本的な事項を定めることにより、町民主体のまちづくりを推進することを目的とします。

定義①

- ◆ 町民
 - ◇ 町内に住所を有する者、町内の事務所及び事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者、本町に対して納税義務を有する者、その他利害関係を有する者をいいます。
- ◆ 町の機関
 - ◇ 町長(公営企業管理者の権限を行う町長を含む)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

定義②

- ◆ 行政活動
 - ◇ 町民の福祉の増進を図る(地方自治法第1条の2第1項)ことを基本として、町の機関が行うあらゆる活動をいいます。
- ◆ 町民参加
 - ◇ 行政活動に関し町民が意見を述べ、提案することにより、よりよいまちづくりを推進することをいいます。
- ◆ パブリックコメント手続
 - ◇ 町の機関が作成した行政活動の原案について公表し、広く町民の意見を求め、その意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいいます。

基本原則

- 町の機関は、主権者である町民の意見を真摯に受け止め、町民のもつ多様な知識と社会経験を生かして行政活動を行うことにより、町民参加の推進を図ることを基本原則とします。

町民の権利

- すべての町民は、まちづくりに自主的かつ自発的に参加する権利を有するものとします。

町の機関の責務

- 町の機関は、町民自らがまちづくりについて考え、行動することができるよう、行政活動における町民参加の機会の提供に努めるとともに、町民参加を円滑に推進するため、行政情報の積極的な提供及びその十分な説明に努めなければなりません。

町民参加の時期

- 町民参加手続は、町民の意見等を行政活動に生かすことができるように、適切な時期に行わなければなりません。

公表

- 町民参加手続に関する事項を公表するときは、次の方法によるものとします。この場合において、第2号に規定する方法(広報紙)での公表については、やむを得ない理由があるときには、事後に行うことができるものとします。
 - 役場各支所及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部の公表
 - 町広報紙への掲載による必要事項の概要の公表
 - 町のホームページを利用した必要事項の全部又は概要の公表
 - その他必要と認める方法による公表
- 公表する事項が不開示情報(会津美里町情報公開条例第7条に規定する不開示情報)に該当するときは、その事項について公表しないものとします。

対象

- 町の基本構想、基本計画及び個別分野における基本的な計画等の策定又は変更
- 町の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
- 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- 広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 町民の公共の用に供される大規模な施設の設置及び運営に係る計画等の策定又は変更
- 法人等(地方公共団体を除く)に対する新たな出資
 - 金額は規則で規定
- その他町の機関が町民参加の必要があると認めるもの

対象(除外)

- 次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加を求めないことができます。
 - 軽易なもの
 - 緊急に行わなければならないもの
 - 法令の規定により実施基準が定められており、その基準に基づき行うもの
 - 町の機関内部の事務処理に関するもの
- ※町民参加の対象としないものとした場合は、その理由を公表ものとします。

町民参加の方法

- パブリックコメント手続の実施
 - 審議会等への付議
 - 町民検討会議の設置
 - 町民説明会の開催
 - 町民ワークショップの開催
 - その他の町民参加手続の実施
- ※いずれか1以上の方法により実施するものとします。この場合において、原則としてパブリックコメント手続を実施するものとします。ただし、対象とする事項の内容に応じ、他の方法を用いることが適当と認められる場合には、パブリックコメント手続に変えて実施することができます。

パブリックコメント手続の実施①

- 対象事項について、町民の意見を幅広く収集する必要がある場合は、パブリックコメント手続を実施します。
- パブリックコメント手続を実施するときは、事前に次に掲げる事項を公表するものとします。
 - 対象とする事項の案
 - 対象とする事項の案の趣旨及び目的
 - 対象とする事項の案を作成した経緯
 - 意見の提出先、提出方法及び提出期間

パブリックコメント手続の実施②

- パブリックコメント手続における意見の提出期間は、原則として30日以上でなければなりません。
- 町民の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとします。
 - 町の機関が指定する場所への書面の持参
 - 郵便
 - ファクシミリ
 - 電子メール
- 意見等を提出する町民は、住所、氏名を明らかにしなければなりません。

パブリックコメント手続の実施③

- 町の機関は、提出された意見等を考慮して、対象とする事項の意思決定を行うものとします。
- 町の機関は、対象とする事項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとします。ただし、情報公開条例に基づく不開示情報に該当するものは除きます。
 - 提出された意見等の概要
 - 提出された意見等に対する町の考え方
 - 対象とする事項の案を修正した場合における当該修正内容

審議会等への付議①

- 対象事項について、専門的・技術的知識及び経験、学識経験等に基づく審議により答申、報告等を求める場合は、審議会等を設置することができます。

審議会等への付議②

● 審議会等の委員

- 審議会等の委員の選任に当たっては、原則として公募により選任される者を含めるものとします。
- 委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、他の審議会等の重複等を考慮し、町民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。
- 町長は、審議会等の構成員の氏名及び選任の区分を公表するものとします。

審議会等への付議③

● 会議等公開の原則

- 審議会等の会議は公開しなければなりません。ただし、情報公開条例に定める不開示情報を審議する場合及び公開することにより円滑な審議に支障が生じると認める場合は、この限りではありません。
- 会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければなりません。
- 会議録を作成しなければなりません。
- 会議録は公表しなければなりません。

町民検討会議の設置

- 対象事項について、町民の知識、経験に基づく自由な意見交換により、提言等のとりまとめを求める場合は、町民検討会議を設置することができます。

※ 審議会等より準用

- 公募委員の選任
- 男女比、年齢構成、地域構成、重複等を考慮
- 構成員の氏名及び選任の区分を公表
- 会議の公開

町民説明会の開催

- ◆ 対象事項について、説明を通して、町民と町の機関の自由な意見交換により町民の意見収集を行う必要がある場合には、町民説明会を開催することができます。
- ◆ 開催にあたっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければなりません。
- ◆ (規則で定めるところにより)開催記録を作成し、公表しなければなりません。

町民ワークショップの開催

- ◆ 対象事項について、町民と町の機関及び町民同士の自由な議論により町民意見の方向性を見出す必要がある場合には、町民ワークショップを開催することができます。

※町民説明会より準用

- ◆ 開催にあたっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければなりません。
- ◆ (規則で定めるところにより)開催記録を作成し、公表しなければなりません。

その他の町民参加手続の実施

- ◆ この条例に定めるもののほか、より効果的と認められる町民参加手続がある場合は、これを積極的に用いるよう努めるものとします。

町民参加手続整理表

町民参加の対象	
基本構想・基本計画 個別分野における基本的な計画等の策定・変更	町民の公共の用に供される大規模な施設の設置 及び運営に係る計画等の策定・変更
町の基本的な方針を定める条例の制定・改廃	法人等(地方公共団体を除く)に対する新たな出資
町民に義務を課し、権利を制限する条例の制定 ・改廃	その他
広く町民に適用され、町民生活に重大な影響を 及ぼす制度の導入・改廃	

原則として、パブリックコメント手続を実施。内容に応じて、他の方法により実施。

町民参加の方法		
パブリックコメント手続の実施		
審議会等への付議	町民検討会等の設置	町民説明会の開催
町民ワークショップの開催	その他	

町民参加手続整理表(修正案)

町民参加の対象

原則として、すべての方法により実施する。

町民参加の方法		
白紙段階からの参加	町民参加による検討組織の設置	その他
案案に対する意見交換	町民懇談会の開催	
案の公表・説明責任	パブリックコメント手続の実施	

町民参加の実施状況等の公表

- 町長は、毎年度、その年度における町民参加手続の実施予定及び前年度における町民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

条例の見直し

- ◆ 町長は、この条例の施行後、運用状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

施行規則

- ◆ 参加手続の対象とする法人への出資額
- ◆ 審議会等開催時の事前公表事項
- ◆ 会議録作成の基本方針
- ◆ 会議録の記載内容
- ◆ 会議録の標準様式(公表用)
- ◆ 委員公募の基本原則及び選考方法
- ◆ 町民説明会の開催記録
- ◆ 開催記録の標準様式(公表用) など

アドバイザーを交えた意見交換会

- ◆ 日時:平成21年2月11日(祝)午後2時～
- ◆ 場所:役場高田庁舎 第3会議室(予定)
- ◆ アドバイザー:福島大学行政政策学類
今井照教授



地方自治の本旨

地方自治に関するとても大切な言葉。

地方自治体の目指すべき最上位の規範、実現すべき普遍的な価値とされる。

憲法第92条及び地方自治法第1条、地方公務員法第1条、地方交付税法第1条などの地方自治に関する重要な法律の目的規定において、繰り返し用いられている言葉だが、実は、憲法にも法律にも『地方自治の本旨』とは何なのか明記されていない。

憲法第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

一般的な学説では、『地方自治の本旨』とは、「地方自治の本来のあり方」のこととされ、「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなるとされている。

- 団体自治:国から独立した地方自治体を認め、その自治体の自らの権限と責任において地域の行政を処理するという原則のこと。
- 住民自治:地方における行政を行う場合にその自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行うという原則のこと。

要するに、『地方自治の本旨』という言葉には、2つの意味の「自治」の概念が、含まれていることになる。この2つは、しばしば、車の両輪に喩えられ、一方の実現のためには他方の拡充が求められるという関係を持つ。

いわゆる地方分権において進展したのは、自治体の権限の拡充(団体自治)にかたよっているとされ、住民自治の実現(わかりやすい言葉でいえば、身近な民主主義の実現)が、今日、要請されている。

